

## もしものときのお金の管理を考えよう<前編>

問合せ  
地域包括支援センター  
76 4822

知っていますか？

「成年後見制度と  
市民後見人」

成年後見制度とは？

**成** 成年後見制度とは、認知症や知的・精神障がいなどで判断能力が十分でない方のために、後見人が本人に代わって預貯金の管理や介護施設の利用契約などをを行い、生活を支援するもので、成年後見制度を利用するためには、4親等以内の親族が家庭裁判所に申し立てをする必要があります。

申し立てを行った後、家庭裁判所から成年後見人として選任

認知症や知的・精神障がい者などの権利や財産を守る制度として「成年後見制度」があります。現在は親族や弁護士などの専門家が担う場合が多いのですが、来年から一般市民が後見業務に携わることができるようになります。7、8月号の2回にわたって、この市民後見人の概要について紹介していきます。

されるのは親族のほか、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職後見人が選任される場合もあります。また、身寄りのない方など、申し立てる際に親族を頼ることができない場合は市町村長が申し立てを行うこともあります。

市民後見人とは？

**認** 認知症高齢者などの増加に伴い、成年後見制度の利用が高まることにより、弁護士などの専門職後見人が不足することも考えられることから、一般市民が後見業務を担う「市民後見人」の育成が求められています。

市民後見人の具体的な支援内容は、自宅や施設を定期的に訪問して様子を見たり、施設に入退所する際の手続きや施設入所に必要な費用の支払いなどの財産管理を行います。

市民後見人には「市民後見人養成講座」修了日現在の年齢が25歳以上であることが必要なのは、特に資格や経験は必要ありません。

11月以降に西胆振3市3町合同で「市民後見人養成講座」を開講する予定です。この講座を受講した方で、家庭裁判所から選任された方が市民後見人として活動することになります。

市民後見人になってあなたも社会貢献してみませんか。興味をお持ちの方は問い合わせください。

市民後見人養成講座の募集案内は、広報とうや湖8月号でお知らせします。



平成25年度  
第1回 地域包括ケア会議

## 「もしものときのお金の管理を考える」

まずは制度のことを学んでみませんか？



洞爺地区・温泉地区は送迎バスがまわります。申込みの際に利用する停留所をお知らせください。

### 送迎バス運行表

行き	
12時30分発	洞爺総合支所前
12時40分発	大原ふるさと会館前
12時45分発	香川コミュニティセンター前
12時50分発	なるか愛郷の家前
13時00分発	文化センター前
13時15分	洞爺湖町役場着
帰り	
16時00分発	洞爺湖町役場発（行きの経路逆に運行します）

日時 8月1日(木)  
13時30分～15時30分

会場 洞爺湖町役場防災研修ホール  
内容 講演「もしものときのお金の管理を考える」  
北海道社会福祉協議会胆振地区事務所自立生活支援  
専門員 屋形千秋氏  
交流会「自分が、家族がお金の管理に困ったら」  
「～事例をとおしてみんなで考えよう～」  
市民後見人養成講座について  
料金 無料  
申込み 地域包括支援センター（76 4822）7月26日締切